

室生赤目青山国定公園協会規約

(名称及び事務局)

第1条 本会は、室生赤目青山国定公園協会（以下「協会」という。）と称し、事務局を会長の属する県又は市村に置く。

(目的)

第2条 本会は、室生赤目青山国定公園の健全な発展を期するとともに関係機関の連絡協調を図ることを目的とする。

(会員)

第3条 本会は、次の機関をもって組織する。

- (1) 三重県、奈良県
- (2) 関係市村
- (3) 関係交通機関
- (4) その他会長及び副会長が認めるもの

(事業)

第4条 本会は、第2条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 関係機関の連絡協調
- (2) 自然の保護と施設の整備促進
- (3) 利用並びに宣伝
- (4) 調査研究
- (5) その他本会の目的達成に必要な事業

(役員)

第5条 本会に次の役員を置く。

会長 1名 副会長 1名 監事 2名 幹事 若干名

- 2 会長は本会を代表し会務を総理するとともに会議の議長となる。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは職務を代理する。
- 4 監事は、本会の会計を監査する。
- 5 幹事は、本会の重要事項を審議するとともに本会の事務を掌理する。
- 6 役員は、総会において選任する。ただし、会長及び副会長は、両県知事をもってあて、互選のうえこれを定める。
- 7 役員の任期は、2年とし、再任をさまたげない。ただし、役員の欠けた場合の補欠役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(職員)

第6条 本会は、次の職員を置く。

書記 若干名

- 2 職員は、会長が構成機関の職員のなかから任命又は委嘱する。
- 3 書記は、会長の命を受けて本会の事務を行う。

(顧問)

第7条 本会に顧問を置くことができる。

2 顧問は、会長が総会の同意を得て委嘱する。

(会議)

第8条 総会は、会長が必要に応じてこれを召集する。

2 総会は、会員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 総会の議事は、出席者の半数以上の同意を得て決定する。

(会計)

第9条 本会の経費は、会員の分担金その他の収入をもってこれに充てる。

2 本会の会計年度は、毎年4月1日から3月31日までとする。

(雑則)

第10条 この規約に定めるもののほか、本会の運営に必要な事項は、会長が総会の同意を得て決定する。

附 則

1 この規約は、国定公園指定の日から実施する。

2 設立当初の役員の任期は、昭和47年3月31日とする。

3 設立当初の会計年度は、設立の日から翌年3月31日までとする。

4 平成24年6月25日一部改正